

平成18年の労務に関する法改正について教えて下さい(その3・助成金改正情報)

平成18年度の厚生労働省管轄の助成金については、近年の少子高齢化の急速な進展を踏まえ、育児支援の助成金が新設されたのが目立った変更点と言えます。従来の景気浮揚を狙った場当たり的な政策から、少子高齢化社会に向けた女性の就労支援分野の助成金へ予算シフトされる傾向は今後も続くものと予想されます。女性の積極的活用を検討されている企業としては、利用できる助成金があるかもしれません。今回はまだ概要しか分かりませんが、詳細情報はまたの機会にご紹介する予定です。

●中小企業子育て支援助成金

【制度の内容】

- ・子育て支援を行う中小企業に対する支援充実のため、育児休業取得者または短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主に対して助成金を支給する。

【支給条件】

- ・従業員数が100名以下の中小企業であること
- ・一般事業主行動計画を策定・届け出ていること
- ・育児休業取得者、育児短時間勤務制度の適用者が初めて発生したこと。具体的には次のいずれかの措置をとること

【育児休業の付与】

- ・子の出生後6か月以上育児休業を取得し、職場復帰後6か月以上継続して常時雇用されていること。

【短時間勤務制度の適用(3歳未満)】

- ・3歳未満の子を持つ労働者が6ヶ月以上短時間勤務の制度を利用したこと。

【実施期間】

- ・平成18年度から5年

【受給金額】

- ・取得した制度の種類、また適用人数に応じて助成金が受給できます。

1人目	育児休業	100万円
	短時間勤務	60万～100万 (利用期間に応じて)
2人目	育児休業	60万円
	短時間勤務	20万～60万 (利用期間に応じて)

●子育て女性起業支援助成金

【制度の内容】

- ・雇用保険の加入期間が5年以上ある女性が、法人設立後1年以内に、従業員1人以上(雇用保険に加入)を雇った場合に助成金を支給する

【支給条件】

- ・有効求人倍率が全国平均を下回る27道府県に住んでいること(山口県は現在平均を上回っている)

【受給金額】

- ・事業計画の策定、備品の購入にかかる費用、ベビーシッター料金など、開業3ヶ月以内にかかった経費の3分の1(上限200万円)が受給できます

●留意点

『中小企業子育て支援助成金』は企業を、『子育て女性起業支援助成金』は個人を対象にしています。子育て女性起業支援助成金は経験上、利用されるのは限定的だと予想されます。支給条件が流動的で利用者からすると分かり難い制度だからです。山口県は現在のところ対象都道府県には該当していません。一方、中小企業子育て支援助成金は企業を対象にしています。女性の積極的活用を中長期的に考えている企業では利用価値があるのではないのでしょうか。一般事業主行動計画の策定・届け出が必要ですが、むしろ女性活用のビジョンが明確化されるという側面もあります。中小企業子育て支援助成金を利用する場合は他の育児関連助成金も併用できると思われますので、研究の余地がありそうです。